

**太田川漁業協同組合内水共第 23 号、  
内水共第 24 号及び内水共第 25 号  
第 5 種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第 1 条 この規則は、太田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 23 号内水共第 24 号及び内水共第 25 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、ます、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行うものとする。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 11 条の規定により遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者（以下、「遊漁者」という。）は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法、漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模
た も 網	網は口径 1 メートル以下
か に 籠	1 人 3 ヶ以下

2 遊漁者は、遊漁に際して舟を使用してはならない。

3 あゆを対象とする竿釣りをを行う際は、友釣りを除きリールを使用してはならない。

4 あゆを対象とするたも網の使用は、あゆ解禁日から 6 月 24 日までの間に行ってはならない。

5 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。  
ただし、この場合には、公示するものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	5月20日から11月30日までの期間内で、組合が定めて公示する期間
う な ぎ	4月1日から10月31日まで
ま す	3月1日から8月31日までの期間内で組合が定めて公示する日（ます解禁日）から、8月31日まで
も く ず が に	10月10日から翌年4月30日までの期間内で組合が定めて公示する日時
こ い、ふ な	1月1日から12月31日まで

2 前項の公示は、組合及び第7条第3項に規定する納付場所に提示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄の漁具、漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区 域	イ 漁具、漁法	ウ 期 間
高瀬堰から下流30mまでの区域	全漁具、漁法	1月1日から12月31日まで
高瀬堰下流か30mから内水共第23号の下流地点までの区域	あゆについての全漁具、漁法	10月1日から11月15日まで
津伏堰から下流30mまでの区域	あゆについての全漁具、漁法	あゆ解禁日から6月30日まで

(全長等の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
もくずがに	全甲幅5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次に掲げる額に消費税を加算した額とする。

ただし、遊漁者が中学生以下のときは、かに籠を除き無料、75才以上の方、女性又は障害者手帳を提示された方は、かに籠を除き、次の表に掲げる額の2分の1の額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚 種	漁 具、漁 法	遊漁料 (税抜き)
あ ゆ	手釣、竿釣(ころがし、しゃくりを含む)、たも網	1日 2,800円
		1年 11,000円

うなぎ	手釣、竿釣、うなぎ筒、はえなわ、つけ針	1日 1,000円
ふな	手釣、竿釣、たも網	1年 2,900円
こい		
ます	手釣、竿釣	
もくずがに	かに籠	1年 3,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の魚種、漁具、漁法は、遊漁することができる。

ただし、かに籠は除くものとする。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、第1項による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所 納 付 場 所 電 話 番 号

(1) 広島市安佐北区可部町今井田 太田川漁業協同組合 082-812-2161

(2) その他組合の指定する場所

4 前項で指定した納付場所は組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に察し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、県知事の認可のあった日（令和 6 年 1 月 1 日）から施行する。

(別記様式第1号)

遊漁承認証

表

裏

No. \_\_\_\_\_

遊 漁 承 認 証

次のとおり遊漁を承認します。

1. 遊漁者  
住 所  
氏 名  
生年月日 (年齢 才)
2. 承認期間
3. 魚 種
4. 漁具・漁法
5. 遊漁区域
6. 遊漁料

年 月 日  
漁業協同組合 印

注 意 事 項

1. 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
2. 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
3. 危険な場所での遊漁や危険な行為はしないこと。
4. 遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。
5. \_\_\_\_\_

(別記様式第2号)

漁場監視員証

表

裏

No. \_\_\_\_\_

漁 場 監 視 員 証

次の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

住 所  
氏 名 (年齢 才)  
有効期間  
年 月 日～ 年 月 日  
年 月 日

漁業協同組合 印

注 意 事 項

1. \_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_